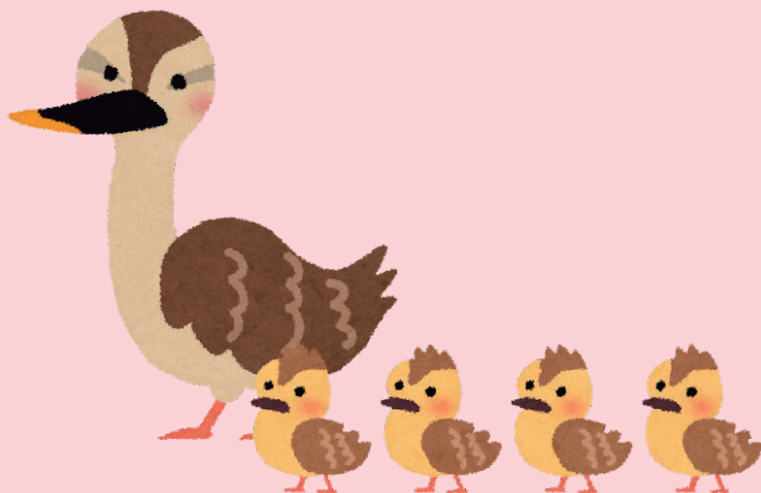


ひとり親家庭のしおり



小金井市

発刊にあたって

このひとり親家庭のしおりは、ひとり親家庭に関する各種制度や情報を紹介するために作成したものです。

作成にあたっては小金井市の制度のほか、東京都、各制度実施機関などの情報についても掲載し、活用いただきやすいよう心がけました。

このしおりが少しでも皆さまの生活の上でお役にたつことを心より願っています。

子ども家庭部子育て支援課



● ● ● 目 次 ● ● ●

ひとり親家庭とは	1
相談	
ひとり親家庭相談	2
東京都ひとり親家庭支援センター	3
女性総合相談	3
民生委員・児童委員	4
こども家庭センター	5
児童発達支援センターきらり	6
児童相談所	7
教育相談（小金井市教育相談所）	8
教育相談（東京都教育相談センター）	9
手当・年金	
児童扶養手当	10
児童育成手当	10
ひとり親家庭等医療費助成	11
遺族基礎年金	12
遺族厚生年金	13
くらしのこと	
母子及び父子福祉資金	14
女性福祉資金	15
ひとり親家庭ホームヘルプサービス	16
生活困窮者自立支援制度	17
生活保護	18
養育費について	19
養育費確保支援事業補助金	20
面会交流について	21

● ● ● 目 次 ● ● ●

すまいのこと

市営住宅	22
都営住宅	23
母子生活支援施設	24

しごとのこと

母子・父子自立支援プログラム	25
母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金	26
母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金	27
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	28
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金	29
ハローワーク（公共職業安定所）	30
東京都立職業能力開発センター	30
マザーズハローワーク立川	31
東京都ひとり親家庭支援センター はあと飯田橋 / はあと多摩...	31

子どものこと（保育・育成）

特定保育施設・特定地域型保育事業・認可保育所	32
認定こども園	32
認証保育所	33
病児・病後児保育	33
一時預かり事業・定期利用保育事業	33
幼児教育・保育の無償化（施設等利用給付）	34
副食費の補助（補足給付補助金）	34
学童保育所	35
ファミリー・サポート・センター	36
子どもショートステイ	37
トワイライトステイ	38
こども家庭センター ゆりかご	39
東京ムーヴ	39
子どもの居場所づくり事業	40

● ● ● 目 次 ● ● ●

子どものこと（教育関係）

就学援助費	41
高校生・大学生の奨学金	41
受験生チャレンジ支援貸付事業	42
私立高等学校等入学支度金貸付事業	43
高等学校等就学支援金	43
私立高等学校等授業料軽減助成金	44
高等学校等奨学給付金	44
東京都立学校等給付型奨学金	45
東京都育英資金	45
高等教育の修学支援新制度	46
交通遺児育英会奨学金	47

優遇制度

税の所得控除	48
市・都民税の非課税	48
国民年金保険料の免除	49
優遇制度一覧	50

関係機関一覧	51・52
--------------	-------



ひとり親家庭とは

ひとり親家庭とは、次のいずれかに該当する方が 20 歳未満のお子さんを扶養している家庭をいいます。

- 配偶者が死亡した方
- 配偶者と離婚した方
- 配偶者の生死が明らかでない方
- 配偶者から遺棄されている方
- 配偶者が長期間国外にいるか、または拘禁されているため、その扶養を受けられない方
- 配偶者が精神又は身体の障がいにより、長期間にわたって労働能力を失っている方
- 結婚によらないで父、または母になった方

※配偶者には事実婚のパートナーも含まれます。



それぞれの制度によって、ひとり親の定義、対象の範囲、お子さんの年齢区分が異なりますので、詳細はそれぞれの制度の説明をご覧ください。各窓口へお問い合わせください。

相 談

子育てや子どもに関する悩みや心配ごとは、つきないものですね。
そんなときに一人で悩まず、専門の機関にお気軽にご相談ください。

ひとり親家庭相談

ひとり親家庭の生活上の問題、就業についての相談、養育費、ひとり親家庭支援制度のご案内など様々な相談を母子・父子自立支援員がお受けしています。

相談は来所または電話でお受けしており、必要な情報提供、関係機関への紹介など問題解決のお手伝いをしています。個人の秘密は守られますので、安心してご相談ください。

なお、相談の時間をきちんととらせていただくため、来所での相談の場合は緊急の場合を除いて事前の予約をお願いしています。

こんなときに

- ・離婚を考えているが、今後必要な手続きの確認や、将来の生活について検討したい。（離婚前相談）
- ・今まで元の配偶者から養育費をもらっていなかったが、今からでも請求できないか。
- ・転職、求職のために必要なスキルを身につけたい。
- ・仕事から離れてかなり年月がたつので、就労のことを改めて相談したい。
- ・子どもの高校、大学進学を控え、学費が足りないが、助成や貸付のことを知りたい。

どうぞ、お気軽にご相談ください。

問合せ先

小金井市子育て支援課 母子・父子自立支援員

TEL 042-387-9836

東京都ひとり親家庭支援センター

安心して明日に向かうために、自分に合った道を探し、一歩ずつ進みませんか。ひとりでがんばらなくても大丈夫です。はあとでは、ひとり親家庭それぞれの事情に合わせた相談や支援を行っています。相談は無料です。まずはお電話ください。

〔相談内容〕 日常生活に関すること、養育費についての相談や離婚前後の法律相談、面会交流支援など

〔受付時間〕 月・土・日・祝 午前9時～午後5時30分
火・水・木・金 午前9時～午後8時30分

問合せ先

東京都ひとり親家庭支援センター はあと

月・土・日・祝 午前9時～午後5時30分

火・水・木・金 午前9時～午後8時30分

TEL 03-6272-8720

東京都ひとり親家庭支援センター はあと多摩

月・土・日・祝 午前9時～午後5時30分

火・水・木・金 午前9時～午後8時30分

TEL 042-506-1182

ホームページ <https://haat.or.jp>

女性総合相談

女性カウンセラーが、電話または面談にてお話を聞きし、一緒に考え、解決方法を見出していくためのお手伝いをします。自分のことや、子どもや家族の悩みなど、どんなことでも結構です。個人のプライバシーについては固くお守りします。安心してご相談ください。

〔相談日時〕 原則 毎週金曜日とそのほか月2回(要事前予約)
午後1時30分～午後4時30分

※市報毎月15日号に翌月の開催日を掲載しています。

〔保 育〕 1歳以上の未就学児。原則、1か月前までに要申込。
※1か月以内の場合には、ご相談ください。

問合せ先

小金井市企画政策課男女共同参画室

TEL 042-387-9853

民生委員・児童委員

あなたの住んでいるまちには、厚生労働大臣から委嘱された民生委員がいます。民生委員は、児童委員も兼ねており、生活上の心配事や子どもの養育上の悩み等を抱えている人の相談相手となっています。

また、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が、各地域で子どもの問題に積極的に取り組んでいます。

民生委員・児童委員は、住民の抱える問題を迅速、的確に把握できるように常日頃から調査活動にあたるとともに、住民の声を行政や関係機関に伝えたり、いろいろな福祉サービスの情報の提供と周知に努めています。

よりよい解決をめざして共に考える姿勢で相談にあたっております。あなたの人権と秘密は守られますので、身近な隣人として気軽に話しかけてください。

問合せ先

お住まいの地区の民生委員・児童委員につきましては、地域福祉課地域福祉係（民生委員児童委員担当）へお問い合わせください。

小金井市地域福祉課地域福祉係 Tel 042-387-9915



こども家庭センター

こども家庭センターは、市町村における、子どもと家庭に関する総合相談窓口です。地域の子育て家庭を支援し、安心して健康に生活できる地域づくりをめざしています。

また、在宅の子育てを支援するファミリー・サポート・センター（P36）や、子どもショートステイ（P37）、トワイライトステイ（P38）等のサービス調整も行なっています。

● 子育て相談

0～18歳の子どもとその家庭に関するあらゆる相談をお受けします。お話をうかがい、必要に応じ専門機関やサービスの紹介を行い、他機関と連携・協力して子育て・成長のお手伝いをいたします。

- ・子どもとどう関わったらいいか。
- ・だだこねがひどくて困っている。
- ・子どもに当たってしまうことを悩んでいる。
- ・学校には言えない内容だが、どこに相談したらいいかわからない。
- ・まわりの親はしっかり子育てできているみたいだが、できないのは自分だけだろうか。
- ・身近なあの子のことが心配。
- ・とにかく話を聞いてほしい。

等々

何でも大丈夫です。子ども自身の相談相手にもなれます。いつでもお待ちしております。

〔受付時間〕

- 電話・FAX・面接による子育て相談
月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時
土曜日 午前 9 時～午後 5 時
- ひろばでの子育て相談
火曜日～土曜日 午前 10 時～午後 4 時

相 談

● 専門相談

〔こころの相談〕 要予約 月1～2回

臨床心理士による子育てに関する気持ちについて話ができる専門相談があります。（事前に予約が必要です）

子育てに関する不安、お子さんの気になることなど一緒に考えましょう。
小学生、中学生、高校生のお子さん自身からの相談もお受けします。

問合せ先

小金井市こども家庭センター

TEL 042-321-3146 Fax 042-321-3190

児童発達支援センターきらり

きらりでは18歳未満のお子さまとご家族を対象に、地域で安心して暮らせるよう、気づきから専門的な療育まで、さまざまなニーズに応える支援を行なっています。また、各関係機関をつなぐネットワーク的支援も行っています。

- 〔実施事業〕
- ・相談支援事業
 - ・親子通園事業
 - ・外来訓練事業
 - ・児童発達支援（通園）事業
 - ・放課後等デイサービス事業
 - ・保育所等訪問支援事業 他

問合せ先

小金井市児童発達支援センターきらり

TEL 0422-60-1550

児童相談所

児童相談所は、児童福祉法に基づいて設置された相談機関です。18歳未満の子どもに関する養護（虐待、養育困難）、保健、身体・知的障がい、発達障がい、非行、育成（不登校、性格行動、しつけ、適性、言葉の遅れ）などの悩み事が相談できます。

児童相談所では、児童福祉司（ソーシャルワーカー）、児童心理士、医師などの専門スタッフが、さまざまな相談に応じ、適切な助言、援助を行うほか、必要に応じて心理的、医学的な診断、治療、援助も行っています。

さらに、緊急に保護を必要とする場合や子どもの行動を観察する必要がある場合に一時保護をしています。また、保護者の死亡、病気、離婚などの事情で、子どもが家庭で生活できなくなったときに、一定の期間、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、障害児入所施設などの児童福祉施設で預かることができます。

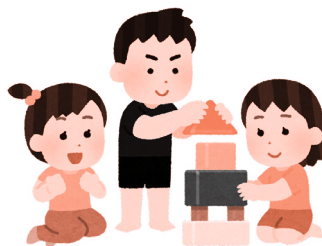
この他、児童相談所の事業には、愛の手帳の交付、養育家庭、メンタルフレンド（家に閉じこもりがちな子どもの家庭に、お兄さん、お姉さんの世代にあたるボランティア）の派遣などがあります。

相談は、無料で、個人の秘密は守られます。

問合せ先

東京都小平児童相談所

TEL 042-467-3711



教育相談（小金井市教育相談所）

教育相談所では、お子さんのいろいろなご心配について、ご相談に応じています。

例えば、こんな時に…

- ・ 保育園や学校に行きたがらない。
- ・ 友達と遊べない。
- ・ いじめる、いじめられる。
- ・ 乱暴する。
- ・ 心身の発達について気になる。

〔面接相談〕（予約制）

- 申込み 保護者の方またはご本人が、電話・メールでお申込みください。
- 日 時 月曜日～土曜日（年末年始・祝祭日を除く）
午前 9 時～午後 4 時 30 分
- 対 象 小金井市在住の幼児～高校生まで。
- その他 ●専門の相談員が当たります。相談の秘密は守ります。
●相談料は無料です。

〔電話相談〕

電話での相談ができます。上記日時でお受けできます。

〔メール相談〕

E-mail kyouiku-soudan.koganei@koganei.ed.jp

メールによるご相談の返信は、情報提供にとどまります。

問合せ先

小金井市教育相談所

TEL 042-384-2097・2508

教育相談（東京都教育相談センター）

東京都教育相談センターでは、都内の幼児から高校生相当年齢までの子どもとその保護者を対象に、子育てやいじめ・不登校・集団不適應など子どもの教育に関する相談や、高等学校の進級・進路・入学相談などについて専門の相談員が相談に応じています。

また、立川出張相談室においても、来所相談に応じています。

〔受付時間〕

- 電話相談 相談内容により異なります。
問合せ先をご覧ください。
- 来所相談（電話による予約が必要です）
東京都教育相談センター（北新宿）
平日（月～金） 午前9時～午後5時
- 立川出張相談室 開室日が限られていますので、0120-53-8288
にお問合せください。

問合せ先

東京都教育相談センター

教育相談一般（24 時間体制） TEL 0120-53-8288

いじめ相談ホットライン（24 時間体制のいじめ相談専用電話）

TEL 0120-53-8288

高校進級・進路・入学相談

（平日：午前9時～午後9時、土日祝日：午前9時～午後5時、

閉庁日、年末年始を除く） TEL 03-3360-4175

このほかメールによる教育相談なども受け付けています。

各種相談窓口については、東京都教育相談センターホームページ
（<https://e-sodan.metro.tokyo.lg.jp>）をご覧ください。

手当・年金

対象者は各制度によって異なります。支給要件に当てはまる方は各窓口にてお手続きをお忘れなく。

児童扶養手当

父または母がいないか、父または母が重度の障がいである場合、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで（一定の障がいを有する場合は 20 歳未満）の児童を養育している方に支給される手当です。所得等の制限があります。

〔対象〕

次のいずれかの状態にある児童を養育している方が申請できます。

1. 父母が婚姻を解消した児童
2. 父または母が死亡または生死不明である児童
3. 父または母が死亡または生死不明である児童
4. 父または母が 1 年以上拘禁されている児童
5. 父または母に 1 年以上遺棄されている児童
6. 婚姻によらないで生まれた児童
7. 父または母が、父または母の申立てにより保護命令を受けている児童

問合せ先

小金井市子育て支援課手当助成係

TEL 042-387-9839

児童育成手当

父または母がいないか、父または母が重度の障がいである場合、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで（一定の障がいを有する場合は 20 歳未満）の児童を養育している方に支給される手当です。所得等の制限があります。

〔対象〕

次のいずれかの状態にある児童を養育している方が申請できます。

1. 父母が婚姻を解消した児童
2. 父または母が死亡または生死不明である児童
3. 父または母が重度の障がいをもつ児童
4. 父または母が1年以上拘禁されている児童
5. 父または母に1年以上遺棄されている児童
6. 婚姻によらないで生まれた児童
7. 父または母が、父または母の申立てにより保護命令を受けている児童

問合せ先

小金井市子育て支援課手当助成係

TEL 042-387-9839

ひとり親家庭等医療費助成

父または母がいなく、父または母が重度の障がいである場合、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（一定の障がいをもつ場合は20歳未満）の児童を養育している方に対して、保険診療の自己負担分の一部又は全額を助成する制度です。所得等の制限があります。

〔対象〕

次のいずれかの状態にある児童を養育している方が申請できます。

1. 父母が婚姻を解消した児童
2. 父または母が死亡または生死不明である児童
3. 父または母が重度の障がいをもつ児童
4. 父または母が1年以上拘禁されている児童
5. 父または母に1年以上遺棄されている児童
6. 婚姻によらないで生まれた児童
7. 父または母が、父または母の申立てにより保護命令を受けている児童

問合せ先

小金井市子育て支援課手当助成係

TEL 042-387-9839

遺族基礎年金

国民年金の第1号被保険者または、老齢基礎年金の受給資格を満たした人などが死亡したときに、その人の子のある配偶者又は、子に支給されます。

〔受給要件〕 次のいずれかに該当したとき

- ①国民年金の被保険者であること。
- ②国民年金の被保険者であった人で日本国内に住所を有し、60 歳以上 65 歳未満であること。
- ③老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人。
- ④老齢基礎年金の受給権者。

※①②については、被保険者が死亡日の前日において、保険料納付月数（免除月含む）が、死亡日のある月の前々月までの加入期間の 3 分の 2 以上あるとき。もしくは、令和 8 年 3 月 31 日までの死亡の場合は、死亡日の前日において死亡日のある月の前々月までの 1 年間に保険料の滞納がないこと。

※③④（保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して 25 年以上ある人）であること。

問合せ先

小金井市保険年金課国民年金係

TEL 042-387-9844



遺族厚生年金

厚生年金保険の被保険者及び被保険者であった人が死亡した場合、死亡した人によって生計を維持されていた遺族（配偶者、子など）がいるときに、その遺族に支給されます。

〔受給要件〕 次のいずれかに該当したとき

- ① 厚生年金の被保険者期間中に死亡したとき。
- ② 厚生年金保険の被保険者期間に初診日のある傷病が原因で、初診日から起算して5年以内に死亡したとき。

※①②については、遺族基礎年金の受給資格①②と同様の納付要件もあります。

- ③ 障害等級が1級または2級の状態にある障害厚生年金の受給権者が死亡したとき。
- ④ 老齢厚生年金の受給権者又は老齢厚生年金の受給資格期間を満たしている人が死亡したとき。

問合せ先

立川年金事務所

TEL 042-523-0352



くらしのこと

ここでは生活上の支援制度や手当以外の経済的支援制度などを紹介しています。

ひとり親になったばかりのときや生活が安定しないとき、支援を必要とするときなどにご利用ください。

母子及び父子福祉資金

ひとり親家庭の経済的自立と生活安定を図るために、各種資金の貸付を行っています。

〔対象となる方〕

都内に 6 ヶ月以上お住まいの母子家庭の母又は父子家庭の父で、20 歳未満の子を扶養している方

〔連帯保証人〕

一定の職業を持ち、または独立して生計を営んでいる方で、この資金について他の保証をしていない方が原則一人必要です。

〔貸付の種類〕

修学資金、就学支度資金など

〔審査〕

貸付にあたっては審査を行います。審査によってはお貸しできない場合があります。

〔償還方法〕

償還期限内に月賦・半年賦・年賦による元利均等償還となります。

〔相談及び申込みについて〕

まずは、小金井市子育て支援課の母子・父子自立支援員にご相談ください。ご相談後に申込みに必要な書類等をご案内いたします。

問合せ先

小金井市子育て支援課子育て支援係

TEL 042-387-9836

女性福祉資金

女性の経済的自立と生活安定を図るために、各種資金の貸付を行っています。

〔対象となる方〕

都内に6ヶ月以上お住まいの配偶者がいない女性で

1. 親・子・兄弟姉妹などを扶養している方（所得制限なし）
2. 親・子・兄弟姉妹などを扶養していない方は年間所得が2,036,000円以下で次のいずれかに該当する方
 - ① かつて母子家庭の母として子を扶養したことのある方
 - ② 婚姻歴のある40歳以上の方

〔保証人〕

独立して生計を営んでいる方で、この資金について他の保証をしていない方が原則一人必要です。

〔貸付の種類〕

修学資金、就学支度資金など

〔審査〕

貸付にあたっては審査を行います。審査によってはお貸しできない場合があります。

〔償還方法〕

償還期限内に月賦・半年賦・年賦による元利均等償還となります。

〔相談及び申込みについて〕

まずは、小金井市子育て支援課の母子・父子自立支援員にご相談ください。ご相談後に申込みに必要な書類等をご案内いたします。

問合せ先

小金井市子育て支援課子育て支援係

TEL 042-387-9836

ひとり親家庭ホームヘルプサービス

ひとり親家庭が就業、就学等の自立を促進するために必要な理由や病気等の理由により生活援助が必要な場合、又は生活環境の激変により日常生活を営むのに支障がある場合に、一定の期間、ホームヘルパーを派遣します。派遣の有無は面談によって決定します。

〔派遣対象となる方〕

市内在住の20歳未満の子のいるひとり親家庭であって、次の各号のいずれかに該当する家庭。

1. ひとり親家庭となってから2年以内の場合
2. 技能習得のため、職業能力開発センター等に通学している場合
3. 就職活動等、自立促進に必要と認められる場合
4. 疾病・出産・看護・事故・冠婚葬祭・学校等の公的行事への参加等
5. 小学生以下の児童のいる家庭で、就業の事情により支援が必要な場合
6. その他、ひとり親家庭において、ホームヘルプサービスが必要と市長が認める場合

〔支援内容〕

食事の世話、住居の掃除及び整理整頓、被服の洗濯及び補修、育児、その他必要な用務

〔費用〕

申請者の所得によって1時間あたりの自己負担額が決まります。

〔委託業者〕

- ・NPO法人小金井かいわい 東町4-37-23 Tel042-388-8282
- ・小金井市シルバー人材センター
梶野町4-2-7 グランツ梶野2階 Tel0422-27-7117
- ・(株)家族のみかた立川市高松町2-25-1-2-C Tel042-527-1234
- ・(株)ケアワーク北多摩
西東京市田無町5-8-15 Tel042-461-8180

問合せ先

小金井市子育て支援課子育て支援係

Tel 042-387-9836

生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援制度は、増加する生活困窮者の支援を図るために、生活の困りごとの相談等を実施するとともに、離職等により住宅を失った方又は失うおそれのある方に家賃相当分の給付金の支給等を行うものです。

〔福祉総合相談窓口〕

年齢や障がいの有無などにかかわらず、生活上のさまざまな不安や課題を丸ごと相談できる福祉の相談窓口です。支援員等が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、寄り添いながら就労、居住などの自立に向けた支援を行います。複合的な課題については、関係機関と連携して、包括的な支援を行います。

家計管理や債務整理に関する家計改善支援も行なっています。

〔住居確保給付金の支給〕

離職、自営業の廃止またはやむを得ない休業等による減収で**住居を失う恐れのある方**に対して収入資産等の一定の条件のもと、賃貸住宅の家賃相当額（上限あり）を原則3カ月間支給し、求職活動を支援するための制度です。

問合せ先

小金井市福祉総合相談窓口

TEL 042-386-0295

小金井市地域福祉課地域福祉係

TEL 042-387-9915

小金井市地域福祉課生活福祉係

TEL 042-387-9840

生活保護

生活保護制度は、憲法の規定に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に、最低限度の生活を保障し、併せてその自立を助長することを目的としています。

病気や失業のために収入が途絶えたり、また懸命に働いても収入が少なく生活できない方、その他様々な事情で生活に困窮している方は、生活保護の申請が出来ます。

ただし、生活保護を受ける前提として、利用できる資産、能力、その他の制度などあらゆるものを活用し、それでもなお生活に困窮する場合にのみ、この制度が適用されます。

保護の決定にあたっては、世帯ごとに厚生労働大臣が定めた基準で最低生活費を算定し、世帯の収入が最低生活費を下回る場合に、その不足分を扶助します。

生活保護には、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助があり、世帯の状況に応じて必要な扶助が適用されます。

また、生活保護を必要とする方が入所又は利用して保護を受ける施設として、身体上又は精神上に障がいのある方のために救護施設、更生施設や宿所提供施設があります。

問合せ先

小金井市地域福祉課生活福祉係

TEL 042-387-9840

養育費について

離婚をする際、親権の問題と並んで重要な問題となるのが、養育費のことです。離婚をお考えの方や、すでに離婚をしてひとり親になられている方も一度養育費について考えてみてはいかがでしょうか。

養育費は子どもの生活を守り育てるため必要な日々の費用であり、子どもが自立するまで親が負担するものです。養育費は子どもの権利です。どちらの親にも子どもを養育し、幸せにする責任があります。

協議離婚の場合は公正証書で養育費の取り決めをしておけば、履行されない場合家庭裁判所に強制執行を申立てることができます。また調停離婚、裁判離婚の場合はその決定をもって履行の勧告、さらには強制執行を申立てることもできます。

離婚から時間が経っていても、請求はできますので各専門機関にご相談ください。

問合せ先

※はあと、はあと多摩には養育費専門相談(事前予約制)があります。

● 東京都ひとり親家庭支援センター はあと

〔受付時間〕 月・土・日・祝 午前9時～午後5時30分
火・水・木・金 午前9時～午後8時30分
Tel 03-6272-8720

● 東京都ひとり親家庭支援センター はあと多摩

〔受付時間〕 月・水・木・土・日・祝 午前9時～午後5時30分
火・金 午前9時～午後7時30分
Tel 042-506-1182

● 養育費相談支援センター(公益財団法人家庭問題情報センター)

平日(水曜日を除く) 午前10時～午後8時
水曜日(祝日を除く) 午後0時～午後10時
土曜日・祝日(振替休日を除く) 午前10時～午後6時
Tel 03-3980-4108 フリーダイヤル 0120-965-419
メール相談受付 info@youikuh.or.jp

● 小金井市子育て支援課母子・父子自立支援員 Tel 042-387-9836

養育費確保支援事業補助金

養育費の取決めを行うひとり親に公正証書作成等経費と養育費保証契約締結経費を補助します。

〔対象となる方〕

小金井市内にお住まいのひとり親家庭世帯の方で、以下の要件を全て満たす方

- ① 公正証書等の作成に必要な経費の場合
 - ア．養育費の取決めに係る経費を負担した者
 - イ．養育費の取決めに係る債務名義を有している者
 - ウ．養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者
 - エ．過去に養育費の取決めを交した同内容の文書に係る補助金を交付されていない者
- ② 保証会社と養育費契約を締結する際に必要な経費の場合
 - ア．児童扶養手当の支給を受けている者又は児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあるもの
 - イ．養育費の取決めに係る債務名義を有している者
 - ウ．養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者
 - エ．保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している者
 - オ．過去に補助金を交付されていない者（①の経費を除く）

〔補助内容〕

- ①、②ごとに、補助金の交付対象者一人当たり上限5万円。

問合せ先

- 小金井市子育て支援課母子・父子自立支援員

Tel 042-387-9836

面会交流について

夫婦が離婚などにより離れて暮らすことになってからも、一緒に暮らしていない親と子どもが会ったり、電話や手紙などで定期的、継続的に交流を保つことを「面会交流」といいます。

面会交流により、子どもは、どちらの親からも大切にされていると感じながら、健やかに成長することができます。

面会交流の実施にあたっては、子どもの利益を最も優先にして考える必要があります。面会交流の方法や時期、回数などについては、子どもが安心して面会交流を楽しめるように、子どもの年齢や健康状態、生活状況等を考えながら決めることが大切です。

面会交流の取り決めは書面に残しておくようにしましょう。また、父母で話し合いができないときは、家庭裁判所に調停又は審判を申立てることができます。

問合せ先

※はあと、はあと多摩の面会交流支援のご利用には収入等一定の条件があります。

● 東京都ひとり親家庭支援センター はあと

〔受付時間〕 月・土・日・祝 午前9時～午後5時30分
火・水・木・金 午前9時～午後8時30分
Tel 03-6272-8720

● 東京都ひとり親家庭支援センター はあと多摩

〔受付時間〕 月・水・木・土・日・祝 午前9時～午後5時30分
火・金 午前9時～午後7時30分
Tel 042-506-1182

● 公益財団法人家庭問題情報センター(FPIC)

東京ファミリー相談室

平日(月～金)午前10時～午後5時 Tel 03-3971-3741

● 小金井市子育て支援課母子・父子自立支援員

Tel 042-387-9836

すまいのこと

住居は生活の基本であり、その費用が生活費の中で占める割合は大変大きいものです。ここでは、東京都や小金井市が管理・募集している公営住宅の紹介をします。

市営住宅

下記の要件にあてはまる方は市営住宅に申し込むことができます。

〔入居資格〕

次の要件のすべてにあてはまる方

1. 同居の家族または同居しようとする親族がいること
2. 世帯の所得が基準内であること
3. 住宅に困っていること
4. 小金井市に住所を有し、6ヶ月以上居住している、または市内の勤務場所に6ヶ月以上勤務している成年者
5. 市税など滞納がないこと
6. 申込者（同居家族を含む）が暴力団員でないこと

〔募集時期と選考〕

空き部屋がある場合に募集します。

募集時期については市報及び市のホームページでお知らせします。
選考は原則抽選で行います。

〔申込用紙の配布〕

小金井市まちづくり推進課で配布します。（土曜、日曜、祝日を除く）

問合せ先

小金井市まちづくり推進課住宅係

TEL 042-387-9861

都営住宅

定期募集の概要については以下の通りです。詳しくはお問い合わせください。

〔入居資格（家族向けの場合）〕

次の要件のすべてにあてはまる方

1. 都内に居住していること（ポイント方式は引き続き 3 年以上居住していることが必要）
2. 申込者本人が成年であること
3. 同居の家族がいること
4. 世帯の所得が基準内であること
5. 住宅に困っていること
6. 申込者（同居家族を含む）が暴力団員でないこと

〔募集時期〕

種 類	募 集 月
家族向、単身者向等	5月、11月
家族向（ポイント方式）、単身者向等	2月、8月

※期募集の他に、地元割り当て、毎月募集、随時募集もあります。

募集時期については市報・ホームページでお知らせします。

家族向、単身者向の一部の地区でひとり親世帯、生活保護世帯、DV被害世帯等について、当選率が一般世帯より最大で 7 倍程度高くなる優遇制度があります。

ポイント方式とは、ひとり親世帯（母子・父子）、高齢者世帯などに対して、書類審査や実態調査をしたうえで、住宅困窮度の度合いの高い方から順に募集戸数分の方を入居予定者として登録するものです。

〔申込用紙の配布〕

小金井市まちづくり推進課（土曜、日曜、祝日を除く）

募集等については、市報をご覧ください。

すまいのこと

〔住宅使用料の減額〕

都営住宅に入居している母子世帯で、要件を満たす場合は使用料が減額できることがあります。申請方法や要件など詳しくはお問い合わせください。

問合せ先

● J K K 東京《東京都住宅供給公社》

都営住宅募集センター

TEL 03-3498-8894

テレホンサービス

TEL 03-6418-5571

母子生活支援施設

18 歳未満の子どもを養育している母子家庭のお母さんが、生活上のいろいろな解決困難な問題のため、子どもの心身に好ましくない影響を与え養育が充分できない場合にお母さんと子どもと一緒に生活できる児童福祉施設です。入所については母子・父子自立支援員との面接が前提となります。

〔援護の内容〕

居室を提供するほか、母には母子指導員による自立支援、就労支援など、子には保育士や少年指導員による子どもの支援なども行っています。

〔費用〕

所得に応じて月ごとの費用を負担していただきます。

問合せ先

小金井市子育て支援課 母子・父子自立支援員

TEL 042-387-9836

しごとのこと

ひとり親の方やお子さんがいて離婚を考えている方への求職活動の支援、更に転職を考えている方、資格を取得し現在の仕事からステップアップを目指したい方などのさまざまな仕事に関する相談をお受けします。

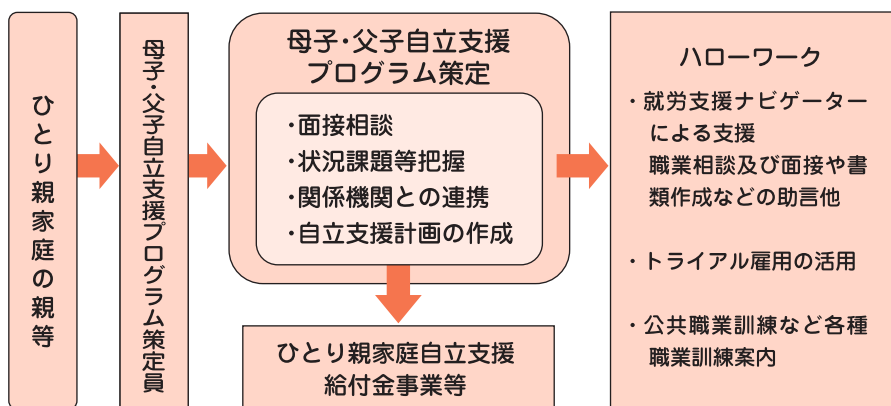
ここでは仕事に関する各機関での支援・制度について紹介します。

母子・父子自立支援プログラム

母子・父子自立支援プログラム策定員が児童扶養手当受給者等の自立、就労支援のためのご相談をお受けします。

それぞれの方のニーズに応じ、自立目標や支援内容について個別の計画書を作成し、ハローワークと連携をしながら、具体的な就労につなげていくものです。

この他に就職支援セミナーも開催しています。



問合せ先

小金井市子育て支援課 母子・父子自立支援プログラム策定員

TEL 042-387-9836

母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母、父子家庭の父が就職につながる能力開発のために受講した教育訓練講座の受講料の一部を助成します。

〔対象となる方〕

ひとり親家庭の母または父で 20 歳未満のお子さんを扶養している方で、次の要件をすべて満たす方

1. 母子・父子自立支援プログラム等自立に向けた計画の策定を受けている方
2. 適職に就くために必要であると認められる方
3. 過去に教育訓練給付金の支給を受けていない方

〔対象講座〕

- ・ 医療事務講座 ・ 介護職員初任者研修講座 ・ パソコン講座
- ・ 宅地建物取引士講座 ・ ファイナンシャルプランニング講座
- ・ 介護福祉士講座 ・ 保育士講座 など

その他の対象講座については、下記でお調べください。

● 教育訓練講座検索システム

[https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/SCM/
SCM101Scr02X/SCM101Scr02XInit.form](https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/SCM/SCM101Scr02X/SCM101Scr02XInit.form)

※対象講座の場合には、講座のパンフレット等に記載されていることが多く、わからないときは講座の問合せ先にご確認ください。

〔支給額〕

- ・ 一般教育訓練、特定一般教育訓練：対象講座の受講料の最大 80%（支給額上限 20 万円、雇用保険の教育訓練給付の対象の方は、その差額）
- ・ 専門実践教育訓練：対象講座の受講料の最大 85%（支給額上限 60 万円 × 修業年数、雇用保険の教育訓練給付の対象の方は、その差額）

〔審査〕

事前相談が必要です。講座の指定や給付にあたっては審査を行います。審査の結果、給付できない場合もあります。

問合せ先

小金井市子育て支援課 母子・父子自立支援員 TEL 042-387-9836

母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母、父子家庭の父が就職に有利な資格を取得するため養成機関において修業している場合、一定期間につき経済的支援を行います。

また、修了後に入学時における負担を考慮し、高等職業訓練修了支給給付金を支給します。

〔対象となる方〕

ひとり親家庭の母または父で 20 歳未満のお子さんを扶養している方で、次の要件をすべて満たす方

1. 児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準の方
2. 修業年限6月以上の養成機関において、資格の取得が見込まれる方
3. 就業または育児と修業の両立が困難であると認められる方
4. 過去に訓練促進給付金、修了支援給付金の支給を受けていない方

〔対象資格〕

- ・ 看護師（准看護師） ・ 介護福祉士 ・ 保育士 ・ 作業療法士
- ・ 理学療法士 ・ 歯科衛生士 ・ 保健師 ・ 助産師 ・ 美容師
- ・ 理容師 ・ 調理師 ・ 社会福祉士 など

その他、上記に準じ市長が地域の実情に応じて定める資格

〔給付金の内容〕

訓練促進給付金、修了支援給付金いずれも市民税非課税世帯・市民税課税世帯によって支給額が異なります。

〔審査〕

事前相談が必要です。給付にあたっては審査を行います。審査の結果、給付できない場合もあります。

問合せ先

小金井市子育て支援課 母子・父子自立支援員 TEL 042-387-9836

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

「母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金」を受給している方を対象に、国家資格取得に際して、養成機関入学時と修了後の就業時に貸し付けます。（限度額あり）

〔対象となる方〕

「母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金（P27）」を受給している方

〔貸付の種類〕

入学準備金（申請期間：入学後3ヶ月以内）

就職準備金（申請期間：就職が決定した日から3ヶ月以内）

〔その他〕

養成機関を修了し、資格取得した日から1年以内に就職し、東京都内で取得した資格が必要な業務に従事し、5年間就職が継続した場合には、申請によって返済が免除されます。

問合せ先

小金井市社会福祉協議会

TEL 042-386-0294

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金

ひとり親家庭の親または子がよりよい条件での就職や転職をするため、高等学校卒業程度認定試験（高卒認定試験）への合格を目指して講座を受講する場合、受講料の一部を補助します。

〔対象となる方〕

20 歳未満の子を養育しているひとり親家庭の親または子本人で、次の要件をすべて満たす方

1. 母子・父子自立支援プログラム等自立に向けた計画の策定を受けている方
2. 適職に就くために必要であると認められる方
3. 高校を卒業していない、大学入学資格を取得していない方
4. 過去に高等学校卒業程度合格支援事業給付金を受けていない方

〔この給付の対象講座〕

高卒認定試験の合格を目指す講座

〔支給額〕

対象講座の受講開始時に受講料の40%、修了時に受講料の50%から開始時の給付額を差し引いた額、高卒認定試験合格時に対象講座の受講料の10%（上限額あり）

※年度によっては支給割合が変わることがあります。

〔審査〕

事前相談が必要です。講座の指定や給付にあたっては審査を行います。審査の結果、給付できない場合もあります。

問合せ先

小金井市子育て支援課 母子・父子自立支援員

TEL 042-387-9836

ハローワーク（公共職業安定所）

ハローワーク（公共職業安定所）は、求職者に求人情報等を伝え、職業相談・紹介を行うところです。また、就職後に職場で継続して就労できるように、助言・アドバイスも行っています。就職や転職を希望された場合にはハローワーク（公共職業安定所）に相談しましょう。

職業相談・職業紹介は無料で、個人の秘密は守られます。

ハローワークと共同で運営されている地域職業相談室等が各地にありますので、こちらもあわせてご利用ください。

都内ハローワーク、地域職業相談室等では、都内全域の求人をパソコン検索することができます。ただし、雇用保険の受給手続きと職業訓練の申込みについてはお住いの地域を管轄するハローワークのみとなりますので、ご注意ください。

問合せ先

ハローワーク立川

TEL 042-525-8609

東京都立職業能力開発センター

希望の職業に就けるかどうかは、職業に必要な技術、技能、免許・資格を持っているかで左右される場合があります。

都立職業能力開発センターでは、事務・調理・介護・電気・機械・建築等多数の訓練科目を設けて、就業に必要な訓練を行っています。受講期間は概ね3ヶ月～6ヶ月、授業料は無料です。1年と2年のコースでは授業料は有料となります。

ひとり親家庭の母または父になって3年以内に、ハローワーク（公共職業安定所）を通じて受講する方で一定の要件にあてはまる場合には、その間、訓練手当と交通費が支給されます。

母子・父子自立支援プログラム策定員にご相談ください。

※上記以外に都の民間委託訓練、厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（支援訓練）等があります。ハローワークの訓練窓口でご相談ください。

問合せ先

ハローワーク立川

TEL 042-525-8609

マザーズハローワーク立川

仕事と育児・家事の両立を目指す方を支援する専門ハローワークです。お子様が遊べるキッズスペースを完備し、ベビーカーやベビーチェアを隣に置いて、ゆっくり求人検索・相談ができます。子育て中の方に限らず、結婚・家事・育児等でブランクがある方など、ひとりひとりのライフスタイルにあった就職活動を支援します。

〔支援サービス〕

- ・担当制の個別相談 ・各種セミナー ・職業相談
- ・求人企業の紹介 ・就職準備、書類や面接の対策セミナー など

〔開庁時間〕 平日（月～金） 午前 10 時～午後 6 時

問合せ先

マザーズハローワーク立川 TEL 042-529-7465

東京都ひとり親家庭支援センター はあと飯田橋 / はあと多摩

はあと飯田橋、はあと多摩では就業に関する相談や職業の紹介等を行っています。お仕事上でお困りのことやお悩みのことなどお力になれるよう相談員がお手伝いいたします。また、適職診断ツールを使った個別指導や応募書類の書き方、面接のアドバイス、マネー相談、ライフプランセミナー、パソコン講習等の就業支援講習会を含めたキャリアアップ支援を行っています。

問合せ先

● 東京都ひとり親家庭支援センター はあと飯田橋

〔受付時間〕 月・水・木・土・日・祝 午前9時～午後5時30分

（日・祝は電話相談のみ）

火・金 午前9時～午後8時30分

TEL 03-3263-3451

● 東京都ひとり親家庭支援センター はあと多摩

〔受付時間〕 月・水・木・土・日・祝 午前9時～午後5時30分

火・金 午前9時～午後7時30分

TEL 042-506-1182

子どものこと(保育・育成)

保育や育成の各制度を紹介します。

冠婚葬祭やさまざまな用事、育児疲れの解消など一時的に子どもを預けたいときに利用可能なものもあります。

認可保育所・特定地域型保育事業

市役所で随時申請を受け付ける保育施設です。4 月に入所を希望する場合、前年 10 月頃（予定）から一斉に申請を受け付けます。

入園料はありません。利用者負担額は、世帯の前年分及び当年分の住民税課税状況に応じて決まります。

〔対象〕

特定保育施設：生後 57 日目～就学前までの児童

特定地域型保育事業：生後 57 日目～3 歳になって初めて 3 月 31 日を迎えるまでの児童

問合せ先

小金井市保育課保育係 Tel 042-387-9846

認定こども園

教育（幼稚園）と保育（保育所）を一体的に行う施設です。

教育部分の利用申請は、直接施設に行なってください。保育部分の利用申請は、市役所保育課で受け付けます。

〔対象〕

生後 57 日目～就学前までの児童

問合せ先

小金井市保育課保育係 Tel 042-387-9846

認証保育所

保護者と施設が直接契約を結ぶ認可外保育施設です。東京都が定めた設備等の基準を満たしています。

入園料・月額保育料とも施設ごとに決められています。詳しくは各施設にお問い合わせください。

〔対象〕 生後 57 日目～就学前までの児童

問合せ先

各施設

病児・病後児保育

保育施設等に通園している児童で、病気の回復期に至っていないが当面の症状の急変が認められない児童又は病気の回復期にある児童を一時的にお預かりして保育を行います。

※ご利用には事前登録が必要です。

〔対象〕 市内在住の就学前までの児童・保育施設等に通所している児童

問合せ先

ひよこ病児保育室

TEL 042-387-3939

桜町病院病児病後児保育室

TEL 042-323-4111

一時預かり事業・定期利用保育事業

保護者の出産、介護、育児疲れのリフレッシュ、パートタイム労働などの理由で、一時的に保育が必要となった児童を保育園でお預かりします。

ご利用には各園に事前登録が必要です。実施している保育園は市役所保育課にお問い合わせください。

〔対象〕 保育施設等に通園していない就学前児童
（保育園によって預かり可能な年齢が異なります。）

問合せ先

各保育園

幼児教育・保育の無償化（施設等利用給付）

一定の金額を上限に、保護者に対して利用料金を給付します。給付上限額は利用している施設や児童の状況により変動します。給付を受けるためには、原則、事前に市役所保育課へ申請し、認定を受ける必要があります。

〔対象〕

幼稚園、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業等を利用している幼児の保護者

問合せ先

小金井市保育課保育係

TEL 042-387-9846

副食費の補助（補足給付補助金）

月額 4,800 円を上限に、幼稚園で提供された給食の費用のうち、副食費相当分（主食以外の費用）を補助します。対象となるご家庭には、市から直接、案内文書を送付します。

〔対象〕

幼稚園、認定こども園（教育部分）を利用しており、世帯年収が約 360 万円未満の世帯又は小学校 3 年生以下から数えて第 3 子以降となる児童の保護者

問合せ先

小金井市保育課保育係

TEL 042-387-9846

学童保育所

学童保育所は、保護者が就労や疾病等により放課後の保育にかける子どもたちを保育するところです。家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導のもとで健全な成長と発達を促します。

〔対象〕

小学校 1 ～ 3 年生、障がいのある児童は 4 年生まで。

〔保育時間〕

- ・ 通 常：下校時～午後 6 時
- ・ 学校休業日：午前 8 時～午後 6 時
(学校休業日：春・夏・冬休み、学校休業日、学級閉鎖日等)
- ・ 延長保育時間：午後 6 時～午後 7 時

問合せ先

小金井市児童青少年課学童保育係

Tel 042-387-9847



ファミリー・サポート・センター

子育ての手助けをしてほしい方（依頼会員）とそのお手伝いをしたい方（協力会員）が地域の中で相互に助け合う会員組織です。なお、依頼会員と協力会員を兼ねることもできます。

依頼会員になるには、説明会（月 1 回程度開催）に参加し、協力会員になるには、講習会を受講していただきます。（説明会・講習会の予定は、市報・市ホームページ等に掲載されます）

〔対象〕

生後 57 日以上小学校在学までの児童

〔内容〕

- ・ 保育所、幼稚園、小学校、学童保育所など（保育施設等）の開始前または終了後の子どもの預かり
- ・ 保育施設等への送迎
- ・ 冠婚葬祭や他の子どもの学校の行事のとき、子どもの預かり
- ・ 買い物等の外出のとき、子どもの預かり
- ・ 子どもが軽度の病気の場合や病後のとき、臨時的な子どもの預かり
…その他困ったとき、ご相談ください。

〔報酬〕

- ・ 月曜日～金曜日 午前 7 時～午後 7 時 1 時間 700 円
- ・ 月曜日～金曜日 午前 6 時 30 分～7 時、午後 7 時～10 時
及び 土・日・祝日・年末年始 1 時間 900 円
- ・ 病後児 1 時間 900 円（時間曜日を問わず）

※いずれも交通費・おやつ代等実費

問合せ先

小金井市ファミリー・サポート・センター

月曜日～土曜日（祝日、年末年始を除く） 午前 9 時～午後 5 時

Tel 042-320-1701 Fax 042-321-3571

子どもショートステイ

保護者の方が、傷病、介護、冠婚葬祭、出張、育児疲れ、育児不安などで、子どもを一時的に育てることが困難になった時に、市が指定する児童養護施設で短期間（宿泊）、子どもをお預かりします。
（事前に申込みが必要です）

〔対象〕

市内在住の2歳～小学校6年生までの子ども

〔期間〕

原則として、7日間以内

〔費用〕

自己負担額は1泊2食付3,000円（生活保護世帯、非課税世帯は無料）
昼食代は1食400円

〔場所〕

児童養護施設 朝陽学園 三鷹市大沢2-4-1 TEL 0422-31-6917

問合せ先

小金井市こども家庭センター

TEL 042-321-3161



トワイライトステイ

保護者の方が、仕事、傷病、出産、家族の看護、冠婚葬祭などで、平日夜間に不在となり、子どもの養育が困難になった時に、市が指定する施設で夕方から夜間にかけて、子どもをお預かりします。
（事前に登録が必要です）

〔対象〕

市内在住の2歳～小学校6年生までの子ども

〔期間〕

月曜日から金曜日までの午後5時から午後10時まで（祝日を除く）
原則として、1か月に10日間以内

〔費用〕

自己負担額は、1回1,000円（生活保護世帯は無料、非課税世帯は500円）

夕食代は、1食500円

送迎代は、1回500円（市内保育園、学童保育所等から施設までの送りのみ）

〔場所〕

にじいろ保育園 小金井市本町2-1-15 Tel 042-316-5632
事前の登録は、直接にじいろ保育園へご連絡ください。

問合せ先

小金井市こども家庭センター

Tel 042-321-3161

親子あそびひろば ゆりかご

ゆりかごは、小さな子ども達やパパ・ママが自由に遊んだりおしゃべりできる親子あそびひろばです。どうぞお気軽にお立ち寄りください。

〔対象〕

0歳～就学前までのお子さんとそのご家族・妊婦さん

〔利用時間〕

午前10時～午後4時（火曜日～土曜日）

小金井市貫井北町5-18-18 保健センター 1階

〔休館日〕

月曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）

問合せ先

親子あそびひろば ゆりかご

Tel 042-321-3141 Fax 042-321-3190

ホームページ <http://www.k-yurikago.org/>

E-mail mail@k-yurikago.org

東京ムーヴ

東京ムーヴは東京都全域のひとり親家庭の皆さんの会です。年に数回、レクリエーションや研修を行い、親子で一緒に遊んだり、語り合ったりして、仲間作りをしています。参加することで役立つ情報も得られます。

問合せ先

ひとり親 Tokyo 《（財）東京都ひとり親家庭福祉協議会》

Tel 03-5261-1341

子どもの居場所づくり事業

各団体では、地域子どもたちへ子どもの居場所を提供しています。市内には、いくつかの子どもの居場所がありますので、ご利用をお考えの方は問合せ先までご連絡ください。

〔居場所の種類〕

（1）子ども食堂等

食事の調理や提供をとおして、地域子どもやその保護者が気軽に立ち寄り、栄養バランスの取れた食事を取りながら交流を行う場所。

なお、子ども食堂で調理したものや、用意した弁当や食材を、子どもとその保護者に配布したり、子どもの自宅に届ける場合もこの事業に含めます。

（2）学習支援の居場所

子どもの学習習慣の定着や、基礎的な学力の向上等のために自主学習を支援する場所。

（3）自由な居場所

子どもが自由に過ごすことができる場所。

問合せ先

・子ども食堂

小金井市社会福祉協議会

TEL 042-386-0295

・学習支援の居場所、自由な居場所

小金井市子育て支援課子育て支援係

TEL 042-387-9836

子どものこと(教育関係)

子どもが大きくなるに従い、教育や進学のことなどが大きな関心事になってきますね。特に進学の問題は経済的にも負担が大きいものです。ここでは、経済的な負担の軽減制度、進学時の奨学金制度などを紹介します。進学費用については、母子・父子福祉資金の貸付(P14)もあります。

就学援助費

小金井市では、経済的理由により小・中学校への教育費の支払いが困難なご家庭に対し、学校で必要とする費用の一部を援助しています。ご希望の方は、学校を通じて配布される「就学援助費受給申請書」に記入し、必要書類を添付の上、毎年、期限（毎年4月25日頃）までに学校教育課学務課までご提出ください。（「就学援助費受給申請書」は、学務課にも用意してあります。）

※なお、4月当初の申請期間は年によって前後することがありますので、学務課にお問合せください。期限内に申請した場合は、4月から翌年3月までの支給となりますが、申請期間を過ぎて申請した場合は、申請月から翌年3月までの支給となります。遡っての支給はできません。

問合せ先

小金井市教育委員会学務課学務係

TEL 042-387-9874

高校生・大学生の奨学金

小金井市では、成績優秀であるにもかかわらず、経済的事情により修学が困難な方に対して奨学金制度を実施しています。

子どものこと（教育関係）

〔資格〕

4 月 1 日の基準日前 6 ヶ月以上引き続いて市内に住所を有する方のお子さんであって、高等学校（定時制、通信制を含む。なお、特別支援学校は除く。）、大学（短期大学、夜間学部及び通信教育の学部を含む。なお、大学院生は除く。）又は高等専門学校に在学する学生・生徒とします。ただし、同種の奨学金を他から受けていないことが条件となります。また、各種専門学校及び各種専修学校は、この奨学金制度の対象となりません。

問合せ先

小金井市教育委員会庶務課庶務係

TEL 042-387-9872

受験生チャレンジ支援貸付事業

中学校3年生、高校3年生の保護者を対象に塾費用や受験料の貸付を無利子で行っています。高校、大学等へ入学した場合、返済が免除されます。

〔貸付を受けられる方〕

次の全てに該当する方

1. 世帯の生計中心者（18 歳以上、原則として世帯主）であること
2. 課税所得または総収入金額が一定基準以下であること
3. 預貯金等資産の保有額が 600 万円以下であること
4. 土地・建物を所有していないこと（現在居住している場所は除く）
5. 都内に引き続き 1 年以上在住（住民登録）していること
6. 生活保護受給世帯の世帯主又は構成員でないこと
7. 暴力団員が属する世帯の構成員でないこと

〔貸付の種類〕

学習塾等受講料貸付金、受験料貸付金（高校・大学受験）

問合せ先

小金井市社会福祉協議会

TEL 042-386-0294

私立高等学校等入学支度金貸付事業

私立高等学校等へ入学する生徒の保護者の方に、入学時に必要な費用を無利息で入学先の学校がお貸しする制度です。

〔対象〕

都内に居住しており、入学支度金制度のある都内の私立学校等に入学する生徒の保護者の方。

問合せ先

- ・ 入学を希望する学校
- ・ 公益財団法人東京都私学財団 入学支度金担当

TEL 03-5206-7928

高等学校等就学支援金

高等学校等に通う生徒の教育費負担を軽減し、安心して勉学に打ち込めるよう、国が授業料の一部を助成する制度です。

〔対象〕

都内にある高等学校等に在学する生徒。ただし、保護者の所得が所得制限を超える場合、または過去に高等学校等を卒業・修了している場合は対象外。

問合せ先

- ・ 在学する学校
- ・ 〈私立〉東京都私学就学支援金センター 就学支援金担当

TEL 03-5206-7814

- ・ 〈都立〉教育庁都立学校教育部高等学校教育課 TEL 03-5320-7862
- 教育庁都立学校教育部特別支援教育課 TEL 03-5320-6754

私立高等学校等授業料軽減助成金

私立の高等学校等に通う生徒の保護者の経済的負担を軽減するために、都が授業料の一部を助成する制度です。

〔対象〕

私立高等学校等に在学する生徒の授業料を負担している保護者（税法上生徒を扶養している人）で、生徒及び保護者が5月1日以前から引き続き都内に居住していること。

※生徒が学校の指定する寮などに入り、都内から都外に移り住んだ場合は対象となります。

問合せ先

東京都私学就学支援金センター 授業料軽減助成金担当

TEL 03-5206-7925

高等学校等奨学給付金

高等学校等に通う生徒の保護者の方の授業料以外の教育費（教科書代等）の負担を東京都が軽減する制度です。

〔対象〕

高等学校等に入学した生徒の保護者で、7月1日現在、都内に居住し、生活保護生業扶助受給世帯、住民税非課税又は均等割のみの世帯。ただし、就学支援金の対象校を卒業しているなど、就学支援金の支給を受ける資格がない場合等は給付対象外。

問合せ先

・〈私立〉東京都私学就学支援金センター 奨学給付金担当

TEL 03-5206-7925

・〈国公立〉東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課経理担当

TEL 03-5320-7862

東京都立学校等給付型奨学金

家庭の経済状況にかかわらず、生徒が希望する進路に挑戦できるよう、学校の選択的教育活動に参加するために必要な経費（模擬試験受験料等）を東京都が保護者に代わり支払う制度です。

〔対象〕

都立高等学校等に通学する生徒。ただし属する世帯の住民税額が一定以下であること。

問合せ先

東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課経理担当

TEL 03-5320-7862

東京都育英資金

勉学意欲がありながら、経済的な理由により修学が困難である生徒・学生に勉学に必要な資金の一部を無利子で生徒・学生本人にお貸しする制度です。

〔対象〕

高等学校等に在学し、申込者とその保護者が都内に住所を有していること。また、同種の貸付金を他から借り受けていないこと。なお、世帯の所得制限があります。

問合せ先

公益財団法人 東京都私学財団 育英資金課 TEL 03-5206-7929

高等教育の修学支援新制度

意欲ある子どもたちの進学を支援するため、授業料・入学金の免除または減額と、返還しない給付型奨学金により、対象学校を無償化する制度です。

〔対象学校〕

一定の要件を満たすことを国等が確認した、大学・短期大学・高等専門学校（４年・５年）・専門学校

＜高等教育の修学支援新制度の対象機関リスト＞

[https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/
1421838.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1421838.htm)

〔対象学生〕

(1) 及び (2) に該当する方

(1)世帯収入や資産の要件を満たしている（住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯）、もしくは子どもが３人以上いる世帯の学生

(2)進学先で学ぶ意欲がある学生であること

〔その他〕

詳細は特設サイトをご確認ください。

＜高等教育の修学支援新制度＞

[https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/
index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm)

問合せ先

・ 在学する学校

・ 文部科学省

・ 日本学生支援機構

交通遺児育英会奨学金

高等学校以上の交通遺児の方等に修学のための貸付（無利子）を行う制度です。

〔応募資格〕

保護者等が道路における交通事故で死亡したり、重い後遺障がいて働けず、経済的に修学が困難な高等学校以上の生徒・学生であること。

奨学生募集には、進学前に奨学金の貸与を予約する予約募集と、学校に在学中に申込む在学募集があります。それぞれ募集時期が違いますのでご確認ください。

〔奨学金の種類〕

1. 高校・高専奨学金
2. 大学・短大奨学金
3. 大学院奨学金
4. 専修学校・各種学校奨学金

* 上記のほか、交通遺児育英会奨学金の奨学生を対象に、修学支援金（家賃補助・上級学校進学受験費用補助・普通自動車第一運転免許等取得費用補助）の貸与もあります。詳細は下記までお問合せください。

問合せ先

公益財団法人 交通遺児育英会

TEL 03-3556-0773 フリーダイヤル 0120-52-1286

優遇制度

制度によってそれぞれ要件がこととなりますが、ひとり親家庭を対象に交通機関、税金関係など各種優遇制度があります。

税の所得控除

母子家庭・父子家庭の方で、一定の要件にあてはまる場合には、申告により、所得税、市・都民税の所得控除（課税対象となる所得金額から一定額を差し引くこと）ができます。

〔窓口〕

給与所得のみの方は、給与支払者へ

その他の方のうち

→ 確定申告をする方は、武蔵野税務署 Tel.0422-53-1311

→ 確定申告をしない方は、小金井市市民税課市民税係
Tel.042-387-9819

市・都民税の非課税

次の方には、市・都民税（所得割・均等割）は課税されません。ただし、2 及び 3 の方の場合、退職所得につき分離課税される所得割については課税されます。

1. 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
2. 障がい者、未成年者、ひとり親又は寡婦で、前年の合計所得金額が 135 万円以下の方
3. 前年の合計所得金額が、次の①又は②の方
 - ①人のみ… 45 万円以下
 - ②扶養親族がいる場合
… {35万円 × (本人+扶養人数)+10万円+21万円} 以下

問合せ先

小金井市市民税課市民税係

Tel. 042-387-9819

国民年金保険料の免除

国民年金の第1号被保険者については、収入が少なく保険料が納められない場合や、生活保護を受けている場合などに、保険料が免除されます。この免除には「法定免除」と「申請免除」があります。

〔第1号被保険者〕

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人（ただし、厚生年金や共済組合に加入している方及びその方に扶養されている配偶者を除く）

〔法定免除〕

次のいずれかに該当しているとき、届け出をすれば保険料が免除されます。

1. 障害基礎年金などを受けているとき
2. 生活保護法による生活扶助を受けているとき

〔申請免除〕

申請免除の承認は、前年の所得等に基づき判定されます。

※失業した場合等、特例もあります。

問合せ先

小金井市保険年金課国民年金係

TEL 042-387-9844

優遇制度

◎児童扶養手当証書が届いた受給資格者は、次の優遇制度を受けることができます。

優遇制度名	適用範囲	必要書類等	取扱場所
JR通勤定期乗車券の割引 「特定者資格証明書」	児童扶養手当受給者の方及び受給者と生計を同じくする同一世帯員 (受給者、児童、扶養義務者)	定期券を購入する方の写真(縦4cm×横3cm)1枚 児童扶養手当証書印鑑	子育て支援課 TEL 042-387-9839
JR通勤定期乗車券の割引 「特定者用定期乗車券購入証明書」		特定者資格証明書 児童扶養手当証書印鑑	
都営交通(都電、都バス、都営地下鉄) 無料乗車券	児童扶養手当受給者の方又は当該受給者と生計を同じくする者で、当該受給者が指定した1人。(生活保護受給者を除く) (受給者、児童、扶養義務者のうち1名のみ)	児童扶養手当証書	子育て支援課 TEL 042-387-9839
水道料金・下水道料金の基本料金減免	児童扶養手当受給世帯 (契約者が児童扶養手当受給者であること。)	児童扶養手当証書 申請書 印鑑	東京都水道局 小平サービスステーション TEL 042-548-5100
ごみ指定収集袋の配布	児童扶養手当受給世帯	児童扶養手当証書 印鑑	ごみ対策課 TEL 042-387-9835
都営住宅使用料の特別減額	受けるには、別途条件があります。 詳細は東京都住宅供給公社へお問合せください。	東京都住宅供給公社お客さまセンター TEL 0570-03-0071 03-6812-1171	

問合せ先

小金井市子育て支援課手当助成係

TEL 042-387-9839

関係機関一覧

名称	電話番号	所在地
小金井市役所（代表）	042-383-1111	小金井市本町 6-6-3
小金井市こども家庭センター 親子あそびひろばゆりかご 子育て総合相談専用	042-321-3161 042-321-3141 042-321-3146	小金井市貫井北町 5-18-18 保健センター 1F
小金井市 ファミリー・サポート・センター	042-320-1701	小金井市貫井北町 5-18-18 保健センター 1F
小金井市教育相談所	042-384-2508 042-384-2097	小金井市本町 6-5-3 シャトー小金井別館 3F
小金井市社会福祉協議会	042-386-0294	小金井市本町 5-36-17
小金井市 福祉総合相談窓口	042-386-0295	小金井市本町 5-36-17
東京都ひとり親家庭支援センターはあと （生活相談、養育費相談、離婚前後の 法律相談、面会交流支援等）	03-6272-8720	千代田区飯田橋 3-4-6 新都心ビル 7F
東京都ひとり親家庭支援センター はあと飯田橋 （就業相談、就業支援、職業紹介等）	03-3263-3451	千代田区飯田橋 3-10-3 東京仕事センター 7F
東京都ひとり親家庭支援センター はあと多摩 （生活相談、養育費相談、離婚前後の法律相 談、面会交流支援、就業支援、職業紹介等）	042-506-1182	立川市曙町 2-8-30 立川わかぐさビル 4F
ひとり親 Tokyo 《（財）東京都ひとり親家庭福祉協議会》	03-5261-1341	新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 5F
東京都女性相談センター多摩支所	042-522-4232	—
東京ウィメンズプラザ	03-5467-2455	—
東京都教育相談センター	0120-53-8288	新宿区北新宿 4-6-1 東京都子供家庭総合センター 4F
東京都教育相談センター 立川出張相談室	0120-53-8288	立川市錦町 4-6-3 東京都立川合同庁舎 4F
小平児童相談所	042-467-3711	小平市花小金井 1-31-24 東京都多摩小平保健所庁舎 3F
立川公共職業安定所 （ハローワーク立川）	042-525-8609	立川市緑町 4-2 立川地方合同庁舎

関係機関一覧

名称	電話番号	所在地
マザーズハローワーク立川	042-529-7465	立川市柴崎町3丁目9番2号
女性しごと応援テラス 多摩プランチ	042-529-9001	立川市曙町 2-34-13 オリンピック第3ビル 2F
東京しごとセンター多摩	042-526-4510	立川市柴崎町3丁目9番2号
東京家庭裁判所立川支部	042-845-0365	立川市緑町 10-4
日本司法支援センター 法テラス多摩	0570-078-305	立川市曙町 2-8-18 東京建物ファール立川ビル 5F
府中公証役場	042-369-6951	府中市宮町 2-15-13 第15三ツ木ビル 3F
武蔵野公証役場	0422-22-6606	武蔵野市吉祥寺本町 2-5-11 松栄ビル 4F
立川年金事務所	042-523-0352	立川市錦町 2-12-10
武蔵野税務署	0422-53-1311	武蔵野市吉祥寺本町 3-27-1
JKK 東京《東京都住宅供給公社》 都営住宅募集センター	03-3498-8894	渋谷区神宮前 5-53-67 コスモス青山 3F
東京都水道局 小平サービスステーション	042-460-5907	小平市花小金井 1-6-20 東京都小平合同庁舎内
養育費相談支援センター 《(公社) 家庭問題情報センター》	03-3980-4108 0120-965-419	豊島区西池袋 2-29-19 池袋 KT ビル 10F
東京都私学就学支援金センター	03-5206-7925	—
(公財) 東京都私学財団 育英資金課	03-5206-7929	新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 11F
(公財) 交通遺児育英会 奨学課	03-3556-0773 0120-521-286	千代田区平河町 2-6-1 平河町ビル 3F

ひとり親家庭のしおり

令和 7 年 3 月発行

編集・発行 小金井市子ども家庭部子育て支援課
〒184-8504 小金井市本町 6-6-3
電話 042-387-9836

古紙を配合しています



